

講 演

近代における刑罰論と修復的司法

—修復的司法と伝統的刑事司法制度の
比較より見えてくるものとは

ハワード・ゼア
平 山 真 理 訳

それはアメリカのある静かな郊外で起きた。ある夜、若い夫婦が彼らの赤ん坊を家の正面にある部屋のベッドに寝かしつけた時、何か物音を聞いた。夫は玄関のドアを開け外を見たが、何もなかったのでドアを閉めた。その時、彼らの前庭でもすごい爆発音をたててパイプ爆弾が爆発した。ドアが閉められたまさにその瞬間、爆弾の破片がドア目がけて飛び散った。破片は窓ガラスを突き抜け、ほんの2、3秒前まで赤ん坊が寝ていた場所に降りかかった。

誰がこんなことをしたのか、そしてなぜなのか？ その家の男性は学校の校長であったので、彼の学校の誰かが恨みを持って犯した犯行かもしれない。我々はこの夫婦を苦しめたに違いない感情や疑問を想像することができる。そして隣人たちがどう感じたかも想像するに難くない。

2人の若い男性が爆発物を使用した罪で起訴された。「被害者」たちが恐れた通り、彼らは男性が校長を務める学校に通ったことがあり、学校の理事会がフットボール・プログラムを削減する決定をしたことに対する怒りからの犯行だった。

私はこの話をアメリカのある大学街で話したことがある。聴衆の中に警察官がいて、彼はこれに似た話をしてくれた。大学の学部長の一人の家に焼夷弾が投げ込まれたというのだ。その学部長と彼の家族はその事件でひどいトラウマを受け、それ以上働けなくなり、間もなくその街から出て行ったという。

これらの二つの話は似通っているかもしれないが、しかし最初に挙げた事件が起こった市には修復的司法プログラムがあった。2人の若い男性は有罪答弁をし、被害者加害者調停プログラム (victim offender mediation program)

に付された。その話し合いでは、加害者の二人の男性、被害者、そして学校の理事会メンバーから一人が参加し、力強いものだった。被害者の女性はもうちょっとで夫と子どもを失うところだった、と説明した。学校の理事会のメンバーは、以前に軍の爆弾処理の専門家として務めていたが、この事件で使われた爆弾がどれだけ破壊力が強く危険な物かを説明した。この加害者の男性たちが触っている間に爆発しなかったのは全く幸運だった、というわけだ。

被害弁償について話し合いがもたれた。加害者の男性は、損傷を受けた車の修理費を支払い、家の屋根の上に投げされてしまったバラの植え込みを植え直す手伝いすることに同意した。そして何より素晴らしかったのは、隣家を一軒々々訪ね、「僕らが爆弾を爆発させたんです。もう二度とやらないということを決めて頂こうと思って」と伝えることに同意したことである。裁判官は法律の定める有期刑を言い渡しはしたが、この若い加害者たちがこの合意事項をきちんと達成することを条件としてその執行を猶予したのである。

被害者の校長はこの若い男性たちと一緒にバラの植え込みを植え直し、彼らの間には友情が生まれた。作業が終わった時、彼らは集まり、「もう終わった。過ぎ去ったことだでしょう」と宣言したのである。

これは修復的司法アプローチの一例に過ぎない。他にも多くの話が世界中から伝えられてくる。しかしすべては、1974年のある夜、カナダのオンタリオ州の小さな町で二人の若い男性が酔っ払い、町の住民のうち22人が所有する家屋に破壊行為を行ったことから始まったのである。保護観察官であるマーク・ヤンツィ（Mark Yantzi）とヴォランティア・スタッフと一緒に働いていたディヴ・ワース（Dave Worth）が裁判官に対し、この若い加害者男性二人は彼らが傷つけた人々と会い、被害を弁償すべきだ、と提案したのである。彼らも驚いたことに、裁判官はその通り命令した。しかしマークとディヴは自分たちが未経験であることを認めざるを得なかった。どうやって行えばよいか実際のところは考えていなかったのである。自分たちを対話進行役として見なすのではなく、彼らは2人の加害男性を連れ、被害者たちの家を訪れる際に、「ドアをノックして、僕が加害者ですって言うんだよ。ちゃんと後ろについていてあげるから」と言ったのである。このアプローチが原始的であったにも拘わらず、このケースはうまく行き、修復的司法分野の始まりとして広く認識されることになった。実際にやってみることがまず先で、理論はその後だ、ということをお忘れはいけな

これが我々が修復的司法と呼ぶ動きの直接の源であり発端かもしれないが、

実際のところそのルーツは歴史や我々の文化や宗教の伝統に遡って見出される。私の属する伝統については確かにそうであるし、みなさんの伝統についてもこれは真実であろう。

今日、何千もの修復的司法プログラムが世界中にある。このうち多くはいわゆる「軽微な」犯罪を対象にしたものであるが、深刻な犯罪を対象にした修復的アプローチも増えつつある。多くは刑事司法制度と並立し、司法手続のある部分の代替策を提供している。しかしながら、学校や宗教的施設や職場で修復的アプローチが使われることも増えてきている。また、大規模な暴力行為や戦争、紛争などが起こった後に、どのようにして「伝統的な」正義を成し得るのかについての緊迫した議論の一部としても修復的司法はあり得るのだ。

多くの修復的司法アプローチは司法制度と並立した任意の手続として位置づけられているが、ニュージーランドの少年司法制度においては修復的司法は裁判所のバック・アップを得ながら、制度の中心部となっている。つまり、ニュージーランドでは役割が逆になっている。修復的司法コンファレンスは深刻な犯罪のための「法廷に出頭しない」アプローチであり、裁判所は諸権利を監視し、少年が罪状を否認した場合には事実認定をし、コンファレンスでは扱えないケースを扱う場所なのだ。

修復的アプローチではしばしば、被害者と加害者の間で話し合いや対話が促進されながら顔を合わせる。被害者と加害者が一対一で会うものもあれば、より多くの人が参加する、家族や地域社会コンファレンス・グループがあったり、地域社会の人々を含む多数が参加する、サークル・プロセスなどもある。しかし修復的司法は常に会合や対面を含むというわけではない。アメリカ合衆国において死刑に対する新しいアプローチとなっているのが「被告人側からの被害者への働きかけ」(Defense-Based Victim Outreach) と呼ばれるものである。特別な訓練を受けた被害者支援の専門家が被告人の弁護人から依頼を受け、活動するが、直接弁護人と共に仕事をするわけではない。その代わり、被害者遺族に寄り添い、司法制度が彼らのニーズにどう応えてくれるかを探るのである。その本質においては、修復的司法は悪事に対処するアプローチである。以下に述べるように、そこでは状況に対して様々な質問が投げかけられることになる。

修復的司法の隆起と現在の人気は、一部には、司法制度が我々を裏切っているのだということが広く認識されていることによるであろう。司法制度はもちろん被害者のニーズに応えていない。犯罪とは国家に対する侵害であると定義

されて以来、被害者はたとえその愛する者を亡くしたとしても、司法制度において当事者としての地位をほとんど与えられてこなかった。犯罪被害者には多くのニーズがあり、その中には、「司法に対するニーズ」と私が呼ぶもの―被害者が司法制度に要求するもの―があろう。私の経験から言うと、もしこれらのニーズが司法制度によって満たされたなら、それは彼らが癒しへの旅を始めることに役立つのである。逆に、これらのニーズが満たされないと、被害者はトラウマや復讐を要求する状況の中に「閉じ込められて」しまうことがよく起こる。修復的司法の重要な目的のひとつは、これらの「司法に対するニーズ」を満たす助けをすることであり続けてきた。つまり、彼らの疑問に答え、彼らに話をする機会を与え、感情のはけ口を与え、彼らのケースにおいて慰めや自らが関与する機会を与え、被害弁償や謝罪を通じて「擁護されている」という感覚を与えることなど、である。これらは司法制度で対応できる範囲を超えていたが、被害者の司法に対するニーズを考えることは、修復的司法にとってその開始以来中心的な事柄であったのである⁽¹⁾。

二つ目の動員力としては、司法制度は加害者に真の意味で責任をとらせることを失敗していると信じられていることが挙げられる。実際、処罰に焦点を当てることは加害者の真の責任のために逆効果であるように思われる。彼らが何をしてしまったか、それが他の人々にどのような影響を与えたかについて理解するよりもむしろ、加害者は自分のことを考える傾向にある。どうやれば刑罰を免れられるか、自分たちは制度による被害者だ、などのようにである。このことを完全に探求するのは今回のテーマの領域を超えてしまうが、このことは修復的司法の中心的関心ごとの一つである。

修復的司法を動かしてきた三つ目の関心事は、我々の司法制度はコミュニティの名においてなされていると謳われているにも拘らず、あまりコミュニティの役に立っていないということに人々が気がついた、という点である。コミュニティの名においてなされているが、実際はコミュニティの人々をプロセスから置き去りにしてしまっていることで、司法制度はコミュニティを作り上げてきた経験のようなものをコミュニティから奪ってしまっているのだ。その結果、コミュニティは弱体化し、誤った情報が与えられてしまっている。修復的司法は、ある部分においては、コミュニティを再び結束させ、そうすることでコミュニティを再び作り上げよう、とするもののなのだ。

(1) ハワード・ゼア著、西村春夫・細井洋子・高橋則夫監訳・西村邦雄訳『犯罪被害の体験をこえて』（現代人文社 2007年）

要するに、我々の多くが司法制度は我々の期待にできていないと感じているということだ。これは何も偶然のなせる術ではなく、我々が司法を理解するために通してみる「レンズ」に固有のものであると主張したい。つまり、それは司法制度が土台にしている仮説である。学者の中には、犯罪学における長きに渡る議論は刑罰論をめぐって大いに発展してきたのであり、司法の概念に関してではない、と記している者もいることから分かるであろう。しかしそれは少なくとも部分的には欠陥のある司法制度の基礎をなす司法の概念なのである。そして修復的司法は、我々の司法概念の基礎となる仮説を考え直そうとする試みなのである。

司法はどのように我々の目に映るだろうか？これに対する一般的な解答は、かつて国際戦犯法廷の主任検察官を務めた、南アフリカのリチャード・ゴールドストーン裁判官の以下の言葉によって正確にはっきりと示されている。

「完璧な社会においては、被害者は完全なる司法、つまり加害者を裁判にかけ、もし有罪と認定されれば、十分な処罰を与える、ということに対する権利が与えられることを認識すべきであろう」⁽²⁾

この引用について唯一驚くべきことは、まさに被害者について言及されていることである。しかし司法による正義の基礎ははっきりと配列されてしまっている。つまり、正義とは罪や非難を確立し、十分な処罰や苦しみを与えるものである、ということだ。苦しみを与えた者はその報いとして苦しみを受けなければならない。

さらに深く掘り下げると、刑事司法は一少なくとも私の国では一統制された中での戦いであり、一種の争いであり、そこでは、どちらかが勝ちもう一方が負けるのだ。国家が被害者なのであり、主要な「行為者」である。加害者が主になすべきことは自分自身を擁護し、国家が自分に対して押し付けようとする非難や苦痛から自分を守ることだ。被害者はここにおいて何ら実質的な役割を持てず、加害者の被害者に対する義務は関係のないものになってしまう。コミュニティもまた積極的な役割を与えられない。被害者と加害者はお互い敵同士として仮定され、対審構造は長きに渡りこれを確固たるものにしてきた。コミュニティにおける傷は手続に無関係とされているが、このような傷は対審構造

(2) Marth Minow, *Between Vengeance and Forgiveness* (Boston, MA: Beacon Press, 1998).

によって緩和されることはなく、よりひどいものとなるのである。

刑事司法は国家を中心とした手続であり、国家権力を表すものであることに触れるべきであろう。そして、それには常に直接の、そして間接の植民地主義が伴うことは偶然ではない。西洋の司法制度は欧化に偶然にも伴うことになった「副作用」というだけでなく、植民地化のルールを確立するための主要な道筋なのである。

この司法制度は、ヨーロッパ中世世界において、発展し続ける法律と発展し続けるキリスト教神学の間に交わされた残念な会話と私が考えるところのものを通して発展してきたのだと言えよう。学者や政治家はコミュニティや伝統の、より非公式の法律を埋め合わせるための法的基盤を見出そうとし、後期ローマ帝国法に目を向けた（私の以前のコメントではこれを帝国法、つまり帝国の法律、と表していることを記しておく）。この法律が発展すると、彼らはそれを支持する方法としてキリスト神学に目を向けた。不幸にも、法の目的に順じるように、合法主義的かつ処罰的な方法で聖書の文脈からある特定の概念が引用され、解釈し直される過程で、一種の歴史的な「短絡化」が起きてしまったのだ。そして、法をより合法主義的で処罰的なレンズを通して見ることでキリスト神学が解釈しなおされる形をとることで、この「短絡化」は続いている。このプロセスを通して、キリスト教の聖書において優位を占める修復的な焦点が滅亡してしまい、その代わりに、より処罰的な焦点が登場したのである。この応報的な神学による影響は西洋諸国の文化に—そしてその他の国々の文化にも—不幸な結果をもたらしたのであった。

11世紀になると、法の大変革が起こり、これは今から数世紀遡る頃まで終結しなかった。侵害行為のうちのいくつかの行為は「犯罪」として定義され、これらの犯罪は法律や国家に対する侵害とされた。その結果、国家がこれらの侵害行為に対処する独占権を得るようになったのである。国家に対する罰金制度が登場することで、被害者は賠償に対する権利を失うこととなった。刑罰は賠償としてよりはむしろ規範としてのものとなったのである⁽³⁾。

刑罰が規範としてのものになると、刑罰の方法も発展するようになった。18世紀後期までには、国家による刑罰は、国家権力を確立し、それを示す方法と

(3) この歴史については、以下の本で詳しく述べている。Howard Zehr, *Changing Lenses*, Herld Press 1990. 翻訳版として、ハワード・ゼア著、西村春夫、細井洋子、高橋則夫監訳『修復的司法とは何か—応報から関係修復へ』（新泉社 2003年）

して実行されることになった。フーコーも指摘しているように、当時執行された残酷な刑罰や公開刑などは、実際は国家権力を誇示し、象徴化するための儀式の一種であったのである⁽⁴⁾。そして、19世紀に現代科学が誕生すると、刑罰は一種の苦痛の数学となった。そこでは、刑罰科学は肉体を攻撃することから、人間の魂をつかみ、変えようとするものについてに変化したのである。

しかし、歴史的な脚注はもう充分であろう。私は大学院でヨーロッパ史を専攻したので、本来の目的からそしてこのテーマを長々と述べてしまう傾向にある。ここで示したい点は、修復的司法は我々に、我々自身が司法に対して持っている仮説—我々が誤った行いを理解する際にそれを通して見る「レンズ」であり、どのように誤った行いに対応するかということ—に立ち戻り、それを考えよ、と言っているということである。

では修復的司法とは何であろうか。その実践よりも理論について話すよう依頼されているので、早速とりかかってみよう。

修復的司法とは、悪事についての、古くからある、常識的な理解についてのものである。どのような表現であるかは文化によって違うかもしれないが、このアプローチはおそらくほとんどの伝統において共通であろう。ヨーロッパからの血を引く者にとっては、我々の祖先の多く（ここには我々の両親の代でさえ含まれるだろう）が悪事について理解する方法、ということになる。

犯罪とは人々や人々の間の関係を侵害するものである。
 侵害行為は義務を生み出す。
 中心となる義務とは、不正な状況を正すことである。

悪事についての理解の基礎を成すのは、社会についての仮説である。つまり我々はみなつながり合っているということだ。この世界共通の見解においては、犯罪問題とはコミュニティにおける傷、人間関係のクモの巣のほころび、を表している。犯罪は傷つけられた人間関係を表している。傷つけられた人間関係は、犯罪の原因でもあり結果でもある。多くの社会には、「一人が被った害悪はみな被った害悪である」ということわざがあるであろう。犯罪のような害悪はさざ波を立て、クモの巣全体を崩壊させてしまうのだ。さらに、悪事が起きてしまうということは、クモの巣のバランスがどこかおかしい、ことの

(4) Michel Foucault, *Discipline & Punish: The Birth of the Prison*

象徴でもある。

人々の相互関係では相互の義務と責任が暗示される。悪事についてのこのような考え方は物事を改めること、つまり「物事を正す」ことの重要性を強調するものである。まさに、悪事について、状況を正すことは義務なのである。一番始めに強調されることは加害者が負う責任についてであろうが、人々は互いに結びつき合っているのだということに焦点を当てることは、他の人も一同くこれは規模の大きいコミュニティについて言えるだろうが—また責任を負うのである。より基礎的なこととしては、悪事についてこのように理解することで、それに巻き込まれた人々がどのようにすれば癒されるかを考えるということを示されるということだ。

司法分野の用語に訳するにあたっては、このような理解は「司法」が、あるいは刑事司法がどのように犯罪について理解しているかと比較してみると理解し易いであろう。

刑事司法	修復的司法
犯罪とは法律や国家に対する侵害である 侵害は罪を作り出す 正義は国家に非難（罪）について決定し、苦痛(罰)を与えることを要求する。 中心的な焦点：加害者はその報いを受ける。	犯罪とは人々やその関係に対する侵害である 侵害は義務を生み出す 正義は被害者、加害者、そしてコミュニティのメンバーを巻き込み、誤りを正す努力をする。 中心的な争点：被害者のニーズと加害者が害悪について償うこと。

この2つのアプローチにおける相違点を煮詰めると、正義を模索するうえで尋ねられる3つの中心的質問に行き着くであろう。

刑事司法	修復的司法
どの法律が破られたのか？ 誰がやったのか？ 彼らにはどのような報いを与えるか？	誰が傷つけられたのか？ 彼らのニーズは何か？ その義務は誰にあるのか？

修復的司法の3つの柱

修復的司法を理解するうえでの一つの方法は、以下にあげる3つの概念、あるいは3つの柱が意味することを探求することである。つまり、害悪とニーズ、義務、そして関与、である。

1. 修復的司法は害悪に焦点を当てる。修復的司法では、犯罪は何よりもまず人々やコミュニティに対して与えられた害悪として見なされる。現在の司法制度では規則や法律に焦点を置いてしまい、また被害者は国家なのであると理解してしまうことでこの現実を見失ってしまうのだ。加害者が相応の報いを必ず与えられるようにすることをまず念頭に置いてしまうので、司法制度において被害者はせいぜい司法の二番目の関心事に過ぎなくなってしまう。ところが、害悪に焦点を当てるのであれば、それは必然的に被害者のニーズやその役割を考慮するということを意味する。

そして修復的司法にとっては、正義とは被害者とそのニーズを考慮することから始まる。そこでは、可能な限り具体的な方法とシンボリックな方法の両方によって害悪が回復されることが図られる。このような被害者中心的アプローチにおいては、たとえ加害者が誰か分からなかったり、逮捕されなかったりするような場合でさえも、正義は被害者のニーズを考慮することが要求される。

我々がまず最初に考慮するのは、被害者に与えられた害悪であることは間違いないが、害悪に焦点を当てるということは、加害者やコミュニティが経験した害悪も我々は考慮する必要があるのだということを示している。このことは我々に、犯罪の根っこにある原因と取りくむことを要求しているのだ。修復的司法のゴールとは、このような考慮されるべき全ての人々に癒しの経験を提供する、というところにある。

2. 悪事や害悪はその結果として義務を生み出す。それゆえに、修復的司法は加害者が責任を自分のものとして受け入れることと責任を

強調するものである。司法制度では、責任とは加害者が間違いなく処罰されることを確かなものにするものと定義される。もし犯罪が本質的に害悪についてのものであるというのであれば、自発的な責任が意味するところは、加害者は自分が与えた害悪について理解するよう働きかけられなければならない、つまり自分の行為の結果を理解するところから始められるということになる。さらこのことは、加害者は可能な限り具体的に、そしてシンボリックに物事を正すための責任があるということの意味しているのだ。第一には加害者が義務を負うが、コミュニティや社会もまた義務を負うのである。

3. 修復的司法では人々の関与や参加が推進される。関与の原則においては、犯罪によって影響を受けた主な人々―被害者、加害者、コミュニティのメンバー―が司法手続において重要な役割を与えられるのだ、ということが示されている。これらの「関係者たち」にはお互いについての情報が与えられる必要があり、自分たちのケースにおいて正義は何を要求しているかを決定する過程に参加するのである。ケースによってはこれが当事者間の実際の会話を意味する場合もある。これは被害者加害者コンファレンスの形をとり、自分自身のストーリーを分かち合い、何がなされるべきかについて合意を形成させるわけである。またケースによっては、間接的な交流を図り、参加がその他の方法で代用されたりということもあろう。関与の原則は、伝統的な司法手続きに比べると、より大きな参加者の輪がそこにある、ということを示している。

つまりすべては、司法手続に参加するのは誰か、そしてどのように彼らが参加するのが修復的司法の重要な部分である、ということを示しているのである。

アメリカ合衆国の司法手続は、加害者のために、そして国家のためにそれぞれ主張する専門家によって行われ、裁判官によって指揮されるという、対審構造をとっている。その紛争には実質的には関わらなかった権威―法律、裁判官、陪審員―によってその裁判の結果が押し付けられることになる。被害者も、コミュニティのメンバーも、そして加害者でさえ、この手続に実質的に参加することはほとんどない。修復的司法では通常、権威の範疇外にあるニーズ

が認識され、場合によってはその結果が課されることになる。しかしそこでは、お互いが協力し、人々を参加させる手続が好まれることになるし、そこでの結果も押し付けられるものというよりは、可能な限りはお互いに納得できる結果、ということになる。

修復的司法は通常、対審構造の余地や専門家の役割を認めるものであるし、国家には重要な役割があることも認める。しかしながら修復的司法はその事件、あるいは犯罪に直接関係のある人々の参加の重要性を強調するのである。つまり、犯罪に巻き込まれたり、その影響を受けた人々、そうでなければ犯罪に合理的な関係があったり、利害関係を持つ人々である。

被害者と加害者が直接、何らかのサポートを得ながら、顔と顔を突き合わせて対面するということは一もしきちんとケースを選別し、十分に準備し、かつ安全策を講じたのなら一人々を参加させるうえで理想的な場となることがよくある。そして既に述べたように、これは様々な形をとり得る。被害者と加害者の間の対面であったり、ファミリー・グループ・コンファレンス、あるいはサークル・プロセスなどがある。対面により被害者と加害者はお互い顔を突合せ、直接質問をぶつけ合い、どのようにすれば物事を正せるかについて共に交渉をするのだ。ここでは被害者は加害者に対し直接、犯罪により自分が受けた衝撃について語り、また質問をぶつけることができる。加害者はそれに耳を傾け、自分のした行為の影響について知り始めるのだ。そこでは責任を受け入れ、謝罪する可能性が提供されることになろう。加害者だけでなく被害者の多くがこのような対面を力強く、前向きな経験であると考えているようである。

対面は一それが直接のものであろうと間接のものであろうと一常に可能というわけではないし、望ましくない場合というものもある。文化によっては、直接の対面が不適切という所もある。しかしながら、このような場合でも、関係者たちの間で情報を相互に交換し、彼らに参加してもらうということを最大限に行うための努力がなされるべきであろう。

しかしもちろん、重要な関係者ということになると、直接の被害者と加害者である。コミュニティのメンバーも直接影響を受けているかもしれないから、彼らも直接の被害者と見なされるべきであろう。このように直接かどうかで判断することに加え、その状況に様々な度合いで関わっている人々がいる。そこには家族メンバーもいれば、友だちやその他の「二次的な被害者」、加害者の家族や友だち、あるいはコミュニティのその他のメンバーなども含まれるで

あろう。

修復的司法の分野でも、コミュニティの意味をめぐって、そしてコミュニティの人々を実際にどのように手続に参加させるかについて議論が起きている。アメリカ合衆国の多くの地域で見られるように、伝統的なコミュニティがほとんど失われてしまっている文化においてはこの点はとくに問題となろう。多くの評論家たちが、曖昧な概念を表すものとして「コミュニティ」を使うことの危険性について懸念を示しているし、コミュニティという言葉が濫用されることを心配してきたこれらの議論は本日の講演の範囲を超えるかもしれないが、見解を少し述べることは役立つであろう⁽⁵⁾。

実践においては、修復的司法は「関心を持つコミュニティ」、あるいはミクロ・コミュニティに焦点を当てる傾向にある。場所的なコミュニティもまだある。そこでは人々が近隣に住み、お互いが影響し合っている。しかし地理的には定義されないネットワークや関係もまたあるのである。修復的司法では、鍵となる質問は、1) その人々に心を配り、その犯罪について心配しているのは誰か、そして2) 彼らをプロセスに参加させるのはどうすればいいか、なのである。

コミュニティと社会を区別しておくことは役立つかもしれない。修復的司法は犯罪によって直接影響を受けたにも拘らず「国家司法」からしばしば無視されてしまっている、ミクロ・コミュニティや人々の間の関係に焦点を当てる傾向にある。しかしながら、特定の事件に直接関係している人々よりも、社会にはより大きな考慮や義務が求められる。これは、安全や人権、そしてコミュニティのメンバーの一般的な福祉に配慮することである。多くの人が、政府こそがこのような社会的な懸念を見張るうえで重要かつ合法的な役割を有しているのだと主張するであろう。

ここまで、関わりを持つ人々のニーズや役割について議論してきた。しかし、司法のゴールについてもっと述べる必要があるだろう。

修復的司法の中心は、「物事を正す」という考え方にある。既に述べたよう

(5) この議論を概観するには、次の本がよいであろう。Gerry Johnstone, *Restorative Justice: Ideas, Values, Debates* (Willan, U.K., 2002), 136ff. 翻訳版として、ゲリー・ジョンストン著、西村春夫監訳『修復的司法の根本を問う』(成文堂 2006年)。この本は、この分野の、あるいは修復的司法における議論や批判的な争点を概観するのに役立つ。

に、このことは、加害者の側の責任—可能な限り悪事について認め、被害者に対して（そして多分、衝撃を受けたコミュニティに対しても）与えた害悪に対して償うために自発的に行動すること—を暗示している。謀殺のようなケースでは、そこで与えられた害悪は償いようがないのは明らかである。しかしながら、責任や賠償について認めることなどを含むシンボリックな行為は被害者にとって助けとなり得るし、加害者の責任である。

物事を正すというのは、償いや修復、あるいは回復を意味しているが、このような「言い直し」はしばしば不十分なものである。害悪を回復させたり、かつてと同じ状態に戻すことだと考えてしまうと深刻な間違いを犯すことになる。二人の子どもを殺害された母親であるリン・シャイナー（Lynn Shiner）が以前私に次のように語ってくれた。「新しい人生をたち上げ、創造するのよ。かつての私の人生からいくつか部分的に持ってきて新しい人生に調和させていくの」

言外に終局性や終焉を意味する「癒し」という言葉については相反する感情を持つ被害者も多いであろうが、それは癒しに向けた旅を意味する。この旅は被害者のものである—他の誰も被害者のためにやってあげることではできない—しかし物事を正そうとする努力はこのプロセスを助けるものとなり得る。

物事を正す義務は第一には加害者にあるが、コミュニティもまた責任を有している。この義務は被害者に対してのものだが、加害者に対してのものでもであろう。加害者がきちんとその義務を果たすためには、より広いコミュニティからのサポートや励ましが必要であろう。さらに、コミュニティもまた犯罪の原因やそれを助長した状況について責任を負うのである。理想的には、修復的司法のプロセスはこれらのニーズや責任、そして期待を探究し、各自に割り当てるための触媒として、また／あるいはそのための場所として機能し得るのである。

ここでも示されているように、物事を正すというのは、我々に害悪そのものだけでなく犯罪の原因についても取り組むことを要求するものである。もちろん被害者はしばしばこれを望むであろう。彼らは自分たち自身に対して、あるいは他の人々に向けられたこのような害悪を減らすための行動がとられているということを知りたいであろうからである。

ニュージーランドにおけるファミリー・グループ・コンファレンスにおいては修復的司法が規範となっているわけだが、そこでは賠償と犯罪防止の両方の要素を含む計画についての合意を形成することが期待されているが、これは決

して意外なことではないであろう。これらの計画では被害者のニーズや、それらのニーズに対する加害者の義務について触れられていなければならないが、しかしそこでは自分の行動を変えていこうとする加害者にとってのニーズについても触れられなければならないであろう。

加害者は自分たちの行為の原因となったものと取り組む義務があるが、彼らだけではそれはできない場合も多い。そして加害者の他にもより大きな義務を負う者がいるかもしれない。例えば、犯罪の原因となったり、安全ではない状況を作り出すこととなった、社会における不正義やその他の諸状況などである。そして他にも責任を負っている人々はいらるであろう。家族や、より大きなコミュニティ、そして社会全体である。

まとめると、不正な状況を正そうとする努力が修復的司法の中心であり核である。正そうとすることには以下に挙げるように二つの面がある。1. 起こってしまった害悪に対して取り組むこと、そして2. これらの害悪の原因や、害悪の発生に寄与した物に対して取り組むこと、である。

司法というものは物事を正そうとするものであり、害悪を与えられたのは誰かという、それは被害者であるから、修復的司法は何よりもまず被害者から始まらなければならない。

しかしながら修復的司法は究極的には、コミュニティ全体の福祉だけでなく、賠償や、被害者と加害者両方の社会への再統合を考慮するものなのである。修復的司法は関係当事者すべてにバランスよく配慮しようとするものなのである。

修復的なレンズや哲学は次に示す5つの要素、あるいは原則によって説明できるだろう。

修復的司法の5原則

修復的司法とは...

1. 害悪とそれによるニーズに焦点をあてる

(被害者の、そしてコミュニティと加害者のものも)

2. それらの害悪から生じた義務に取り組む
(加害者だけでなく、コミュニティや社会の義務も)

3. 人々に参加してもらい、互いに協力できるようなプロセスを使う。

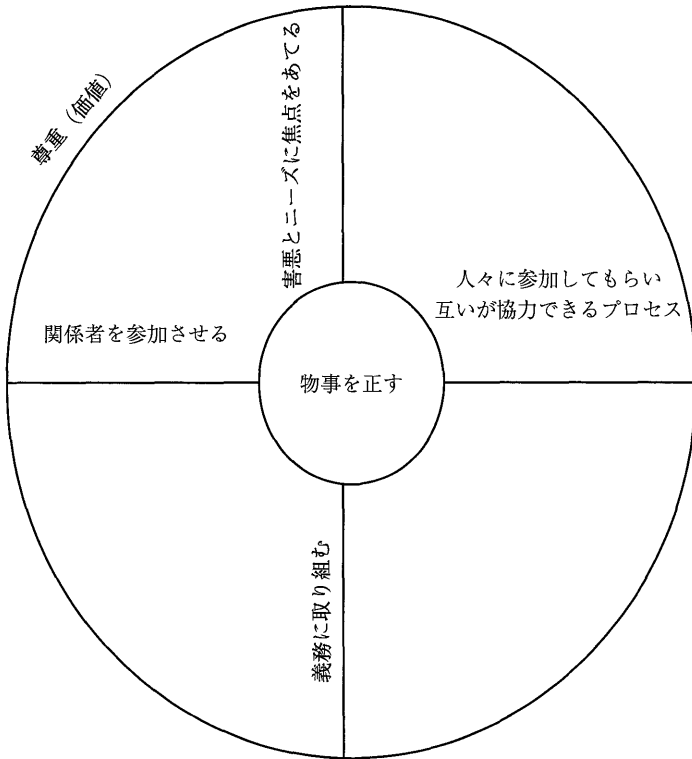
4. 合理的に見てその状況に関与している人々に参加してもらうこと。
(被害者、加害者、コミュニティのメンバー、社会)

5. 悪事が起きてしまった状況を正す。

修復的司法は次頁に示す車輪のような図で表すことができる。その中心には修復的司法の中心的関心事が置かれる。つまり、誤った状況や害悪を正す、ということだ。それぞれの軸は、上に述べた4つの必要不可欠な要素を表している。つまり、害悪とニーズに焦点を当てること、義務について取り組むこと、関係者を参加させること（被害者、加害者、そして関心を抱いているコミュニティ）、そして可能な限り、互いに協力できて、多くの人に参加してもらう方法を使う、ということだ。

修復的司法の原則は根底にあるこれらの多くの価値を反映する。これらの価値が述べられないままになったり、また当然視されることが非常に頻繁に起きってしまう。しかしながら、修復的司法の原則を、そのスピリッツや意図に忠実な方法で適用するためには、我々はその価値についてはっきりとさせなければならない。そうしないと、修復的な基礎を持つ手続をとったにも拘らず、修復的ではない結果にたどり着いてしまう、ことも起こってしまうであろう。

それゆえに、修復的司法の原則がうまく機能するためには一ハブ・アンド・スポークス方式のように一諸価値に周りを取り囲まれなければならないのである。修復的司法の基礎にあるのは、すでに述べたように、相互に結びつき合っている、という見方である。我々は互いに結びつき合っており、より大きな視野で見ると、人々の関係というクモの巣で結び付き合っているのだ。このクモの巣が壊されてしまうと、我々はみな影響を受ける。修復的司法の主要な要素—害悪とニーズ、義務、人々の参加—はこのような物の見方に由来する。



しかし相互に結びつき合っていることについてのこのような価値は、個々人や多様性の価値を認めることによってバランスが取られることは間違いない。我々は結びつき合っているが、互いに全く同じというわけではない。個性や個々人の価値を尊重することが重要である。個々の事情や状況を真剣に捉えることも重要である。正義とは我々の相互の結びつきと我々の個性の両方を承認しなければならない。このことは我々に、事情や文化、そして個性は大切なものだということを思い出させるのだ。

修復的司法の基礎にある諸価値についてはもっと述べるであろう。実際、修復的司法に寄与する物のうち最も偉大な物の一つはおそらく、価値を共に探求しようと我々に促進する方法なのであろう。しかしながら、究極的には、一つの基本的な価値に行き着く。それは、尊重である。ここで私は、社会的に自分より上位にある者に負うべき忠誠を意味しているのではない。むしろ、我々一人一人が向けられるべきもの、それぞれの人の価値について認識すること、を意味している。本質において修復的であることは、このような尊重についてのものである。全ての人を尊重すること、たとえその人が自分と違っていても、そしてたとえその人が自分の敵であると思えても、である。人を尊重することは、我々が相互に結び付いているということだけでなく、一人一人が互いに違う、ということも思い出させてくれる。

もし我々が互いを尊重しつつ、正義を追い求めたなら、我々は修復的に正義をなし得ることになる。もし我々が他者を尊重しないのなら、修復的に正義をなし得ないのである。たとえどんなに真剣に諸原則を当てはめようとも、である。尊重という価値は、修復的司法の原則の基礎を成し、それらの原則の適用を導き、形作るに違いないのだ。

では、修復的司法はどのように定義すべきなのか？修復的司法の基本的なアウトラインについては一般的に同意されていることがありはするものの、この分野においては特定の定義をすることは不可能であった。我々の中には定義を求めるこのような要求に疑念を示す人々もいる。我々は原則や基準の必要性を認識する一方で、厳格な定義を確立してしまうことの傲慢さや終局性を懸念してもいるのだ。これらの懸念を頭に置きつつ、私は以下に挙げるものを有用な定義として示したい⁽⁶⁾。

(6) ここではトニー・マーシャル (Tony Marshall) による定義を採用した。彼によると、「修復的司法とは特定の犯罪に関係のある当事者すべてが一堂に会

修復的司法の定義

修復的司法とは、その当該犯罪に何らかの関係を持つ人々を可能な限り一緒に参加させ、みなで一緒に害悪についてはっきりとさせ、それに取り組み、そうすることでできる限り癒しを得、物事を正そうとするアプローチである。

究極的には修復的司法を煮詰めると、正しくない状況が起きてしまったときに我々が質問する必要がある、一連の「新しい」質問に行き着くことになる。次に示す「道しるべとなる質問」は実際のところ、修復的司法のエッセンスである。

修復的司法の道しるべとなる質問

傷つけられたのは誰か？

彼らのニーズは何か？

それらは誰の義務か？

原因は何か？

この状況に関係するのは誰か？

物事を正そうとするうえで関係者を参加させるのに適切な方法は何か？

もし我々が修復的司法を何らかの特定のプログラムの一つ、あるいはその集合体であると考えているのなら、その適用には限界があることにすぐに気が付くであろう。例えば、「通常の犯罪」に対して使われる、被害者加害者対面プログラムやコンファレンスの形態は、大規模で社会全体に影響を及ぼすような暴力に直接適用できることはほとんどないだろう。慎重なセーフ・ガードがないと、もしドメスティック・ヴァイオレンスのような状況にこれらの実践モデ

し、犯罪の事後問題にどのように対処するか、そしてそのことが未来に向けて持つ意味を共に考えるプロセスである」ということになる。

ルを適用した場合に極めて危険なことになりかねない。

しかし、上記の「修復的司法の道しるべとなる質問」が示しているように、修復的司法は広い範囲の状況に適用できる。「修復的司法の道しるべとなる質問」のおかげで、争点を再構成できるし、司法による正義が社会のために作り出した箱の「外」について考えを及ぼすことができる。

一つ例を挙げると、これらの質問によって、アメリカ合衆国における刑事弁護士の中には、死刑事件における自分たちの役割を再考した人々もいる。「被告人側からの被害者への働きかけ」は、被害者たちに対して、検察官だけでなく弁護士に対してもアクセスできるようにすることで、裁判における被害者のニーズや懸念を取り入れようと努力することから生まれたのである。このアプローチはまた、死刑事件の加害者たちに自分たちの事件について適切な責任をとらせようと働きかけるものでもある。被害者のニーズに基づいてその結果、加害者が有罪答弁をすることも多くあり、そこでは加害者は死刑を免れようとする一方、自分の責任を受け入れることができたのである。

もう一つだけ例を挙げると、被害者支援に携わる人々は、ドメスティック・ヴァイオレンスのようなケースで被害者と加害者を対面させることの危険性を非常に心配している。これらの心配は合理的なものである。暴力のパターンがまだ繰り返されている状況では、あるいはドメスティック・ヴァイオレンスに対応する訓練を受けている人々によって細心の注意を持って監督されるのであれば、被害者と加害者を対面させることには大きな危険があろう。いかなる場合も対面させるのは適切ではない、と主張する人もいる。しかし、適切な安全策を講じ、そしてそうするのが正しい状況においてであれば、対面させることは重要であるし、非常に効果的であると主張する人々もドメスティック・ヴァイオレンスの被害者も含めいるのである。しかし、ドメスティック・ヴァイオレンスのケースで対面させることが適切であるにしてもそうでないにしても、修復的司法を「修復的司法の道しるべとなる質問」は、我々が「加害者には何が報いとして与えられるか」という質問に囚われてしまうことなしに、そしてそれに制限されてしまうことなしに、「何をすればいいか」を整理して考える助けをしてくれる。新たな状況や適用に直面した時、私はよく先に挙げた質問を道しるべとして参照するのだ。

「修復的司法の道しるべとなる質問」は実際、修復的司法の「要約版」として理解できよう。

私はここで、司法制度について厳しいことを述べてきた。しかし最後にこれ

らを明快にしておきたい。その欠陥にも拘らず、司法制度はきわめて重要な機能をいくつか有している。司法は、人々が責任を否定した場合に、ある種の真理を整理しようとする方法を提供するものでもある。司法は「デュー・プロセス」を提供し、最も優れたこととしては、人権を擁護しようとするものである。私は司法制度のない世界など望んでいないし、現代世界においては、うまく機能する司法制度なしに修復的司法が本当に機能し得るのかを疑問に思うことさえある。しかしながら、我々は司法制度の限界を考える必要があるのだということを私は強調したい。また私は、我々の持つ制度をできる限り修復的なものにしなければならないと信じている。我々は司法について、刑事司法と修復的司法の間の連続体として考えることができる。一方の端（刑事司法）については我々は知っているが、もう一方の端に修復的司法があるのである。それぞれのケースや一つ一つの状況において我々はできる限り修復的であろうとすることができよう。ほとんど修復的な手法がとり得ないという場合もあるだろうが、大いに修復的な手法が達成できる場合もあるのである。

みなさんが今日ここに来られた大きな理由は、法律関係の職業に就くことを考えておられるということにあるのではないだろうか。私はみなさんの希望をくじくつもりは毛頭ない。みなさんがこの世界に足を踏み入れた以上は、私はぜひみなさんに自分の持っている仮説に疑問を持ち続け、そしてこの世界をもっと修復的な世界—処罰感情よりも癒しや償いを考えることに多くの力が注がれる場所—にする手伝いをして頂きたいと思う。

< 訳者あとがき >

本稿は2006年7月3日、早稲田大学に於て2006年度第6回比較法研究所公開講演会（世話人・高橋則夫早大大学院法務研究科教授）として行われた、ハワード・ゼア博士による講演「近代における刑罰論と修復的司法」の原稿に基づくものである。

修復的司法の父とも呼ばれ、名実共に修復的司法研究の世界的第一人者の一人でもあるゼア博士は、ヴァージニア州にある東部メノナイト大学教授として修復的司法の研究を行うと共に、同大学の Center for Justice and Peacebuilding のディレクターとして修復的司法の実践を支える実務家養成に携わっている。

ゼア博士の「犯罪が人間関係を壊してしまうが、壊れてしまった人間関係はまた犯罪の原因でもある」という指摘は、我々が相互にどのように関わっ

ていき、困っている人々、悩んでいる人々（それが被害者にしても加害者にしても）を人間やコミュニティの輪の中でサポートしていくべきかを考えるうえで、とても重要なものとなった。

ゼア博士はその優しい眼がとても印象的な方で、物腰も柔らかく、研究会でも会場からの質問に少しでも多く答えようとして下さった。

また、ゼア博士はプロのカメラマンとしての「もう一つの顔」を持たれている。暴力的犯罪の被害者や遺族の写真と共に彼らのストーリーが語られる『犯罪被害の体験をこえて一生きる意味の再発見』（西村春夫・細井洋子・高橋則夫監訳・西村邦雄訳、現代人文社2006年）、また終身刑受刑者の写真と彼らのストーリーが語られる『終身刑を生きる—自己との対話』（同上、現代人文社2006年）は私たちの胸を強く打つ。余談であるが、ゼア博士が来日中、忙しい講演スケジュールの合間をぬって、「日本でカメラを買いたいんだ」と嬉しそうに新宿のカメラ店に向かっておられたのを覚えている。

ゼア博士が間違いなく日本の我々の心に残してくれた「修復的司法への情熱」を大切に、我々も修復的司法の研究の道を一步一步進んで行きたい。